

山鹿市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 4 日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市規則第 2 4 号

山鹿市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

山鹿市火災予防条例施行規則（平成 2 7 年山鹿市規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書」を「炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備・一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書」に改める。

様式第 4 号中「炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書」を「炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備・一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。